

国 税 徴 収 法

本試験問題

- 〔第一問〕問 1 (2)
(2) 納税の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止と財産の差押解除との関係について

- 〔第一問〕問 1 (1)
(1) 徴収職員の質問及び検査について

- 〔第一問〕問 2 (2)
(2) 次の〔設例〕において、申告所得税①及び申告所得税②について、X税務署長が甲不動産及び乙不動産から徴収することができる金額を理由を付して答えなさい。
なお、土日、祝日等を考慮する必要はない。また、滞納処分費、延滞税、被担保債権の利息等の額を考慮する必要はない。

〔設例〕

Aは、申告所得税①（令和4年分修正申告分、法定納期限：令和5年3月15日、修正申告書提出日：令和6年9月12日）300万円を滞納しており、Aの唯一の固有財産である甲不動産（評価額500万円）について、令和7年5月1日にX税務署長が差押えをしている。なお、甲不動産には、債権者Cによって抵当権（債務者はA、被担保債権額300万円、令和5年8月1日設定）が設定されている。

Aの父であるBは、申告所得税②（令和6年分確定申告分、法定納期限：令和7年3月15日、確定申告書提出日：令和7年3月10日）400万円を滞納していたところ、令和7年11月1日に死亡した。Bの相続人はAのみであり、AはBの相続について単純承認をしている。

Bの遺産は、乙不動産（評価額300万円）のみであり、乙不動産には債権者Dによって抵当権（債務者はB、被担保債権額200万円、令和6年10月1日設定）が設定されているほか、令和7年7月1日にX税務署長により申告所得税②に係る差押えがされている。

TAC予想問題

- 上級演習 第6回〔第一問〕1
1. 次のことがらについて述べなさい。
(1) 滞納処分の停止と差押えとの関係
(2) 換価の猶予をする場合における差押えの解除
(3) 納税の猶予をした場合における差押えの解除

- 直前対策講義 補助問題 第3回〔第一問〕1 (1)(2)
1. 次のことがらについて述べなさい。
(1) 換価の猶予と差押えの解除との関係
(2) 滞納処分の停止と差押えの解除との関係

- 上級演習 第5回〔第一問〕1 (2)
1. 次のことがらについて述べなさい。
(2) 納税の猶予と財産の差押えとの関係

- 実力完成答練 第1回〔第一問〕1 (2)
1. 以下のことがらについて述べなさい。
(2) 財産調査における質問及び検査ができる場合の要件及びその相手方

- 上級演習 第3回〔第一問〕1
1. 納税者X社は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告分（法定納期限：令和8年5月31日）600万円を滞納していたが、その後、Y社と合併し、令和8年6月15日に消滅した。
令和8年6月14日に徴収職員が、X社の財産に対してした滞納処分（差押え）の効力について述べなさい。

〔第二問〕問 1

〔設例 1〕において、Y 税務署長が、令和 8 年 1 月時点で、Z 社の滞納国税を徴収するために、国税徴収法上の第二次納税義務による徴収方途及び徴収できる範囲について、その根拠を示して説明しなさい。なお、Y 税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

〔設例 1〕

- 1 飲食業を営む Z 社は、令和 8 年 1 月現在、次の国税を滞納していた。
 - (1) 国税① 令和 5 年 6 月期消費税及び地方消費税の修正申告分 150 万円
(法定納期限：令和 5 年 8 月 31 日、修正申告書提出日：令和 7 年 8 月 28 日)
 - (2) 国税② 令和 7 年 6 月期消費税及び地方消費税の確定申告分 300 万円
(法定納期限：令和 7 年 8 月 31 日、確定申告書提出日：令和 7 年 8 月 28 日)
- 2 Y 税務署長は、Z 社の財産等の調査を行い、令和 8 年 1 月までにおいて、次の事項を把握した。
 - (1) Z 社は平成 25 年 7 月に設立された合資会社である。
設立時の社員は、E、F、G 及び H であり、E 及び F は無限責任社員、G 及び H は有限責任社員である。
 - (2) Z 社は、設立以来、堅調な業績で推移していたものの、近年においては、物価高等の影響を受け、次第に資金繰りが悪化した。
 - (3) 令和 7 年 4 月 15 日、Z 社は、当座の資金を捻出するため、駐車場として使用している丙土地（丙土地には抵当権等の権利の設定はなかった。）を取引先 I へ 100 万円で購入した（同月 20 日付で所有権移転登記がされている。）。
丙土地の価額は、上記の売却時は 300 万円であったが、令和 8 年 1 月時点では 350 万円に上昇した。
I は登録免許税等、丙土地の取得のための費用として合計 15 万円を支払った。
なお、I は国税徴収法施行令第 14 条第 2 項に掲げる滞納者と特殊な関係のある者ではなかった。
 - (4) F は、E、G 及び H の同意により、令和 6 年 5 月 15 日付で Z 社を退社した（同月 31 日付で登記済。）。
 - (5) Z 社については、上記(3)の丙土地の売却以降、現在に至るまで、滞納国税を全額徴収できるような財産の取得は認められなかった。

●上級演習 第 5 回〔第一問〕2 問 1

- 2 以下の設例に基づき、各問いに答えなさい。

〔設 例〕

甲合名会社（年 1 回 3 月 31 日決算）は下記の法人税を滞納しているが、その滞納国税に見合う財産を有していない状況である。なお、甲の所轄税務署長は第二次納税義務に関する手続きを一切執っていない。

(1) 滞納法人税の内訳

令和 8 年 3 月 31 日終了事業年度分	60 万円
令和 5 年 3 月 31 日終了事業年度分	150 万円
令和 4 年 3 月 31 日終了事業年度分	90 万円

(2) 社員の状況（令和 8 年 5 月 31 日現在）

社員 A	出資割合 50%	設立以来の社員である。
社員 B	出資割合 30%	令和 6 年 4 月 1 日に元社員 C より全持分を譲受け同日に責任変更登記をしている。
社員 D	出資割合 20%	令和 6 年 12 月 5 日に元社員 E より全持分を譲受け同日に責任変更登記をしている。

問 1 上記の場合における第二次納税義務者とその範囲（限度）について答えなさい。

●実力完成答練 第 4 回〔第一問〕2

- 2 以下の各設例に基づき、問いに答えなさい。

〔設 例 1〕

- 1 滞納者 B は、令和 6 年分の所得税 600 万円（期限内申告分）を滞納している。
- 2 滞納者 B は、唯一の財産である甲土地（評価額：900 万円）を令和 8 年 2 月 1 日に親族 C に贈与し、同日、所有権移転登記がされた。
- 3 甲土地には抵当権が設定されており、上記 2 の贈与に当たり、被担保債権に係る債務は親族 C が引き受け、滞納者 B に代わって返済することにつき、抵当権者 D を含めた三者間で合意している。抵当権の内容は以下のとおりである。
抵当権設定登記令和 7 年 6 月 1 日
被担保債権額：400 万円 債権者 D 債務者 B

問 上記において、国税徴収法の規定に基づき、A 税務署長が、甲土地から滞納者 B の所得税を徴収するための徴収方途並びにそれに応じた徴収可能額を簡潔に答えなさい。
但し、要件及び徴収手続などについては説明する必要はない。

〔設 例 2〕

- 1 滞納者 B は、令和 6 年分の所得税 600 万円（期限内申告分）を滞納している。
- 2 滞納者 B は、唯一の財産である甲土地（評価額：900 万円）を令和 8 年 2 月 1 日に親族 C に贈与し、同日、所有権移転登記がされた。
- 3 甲土地には抵当権が設定されており、その権利内容は以下のとおりである。
抵当権設定登記 令和 8 年 6 月 1 日
被担保債権額：400 万円 債権者 D 債務者 C

問 上記において、国税徴収法の規定に基づき、A 税務署長が、甲土地から滞納者 B の所得税を徴収するための徴収方途並びにそれに応じた徴収可能額を簡潔に答えなさい。
但し、要件及び徴収手続などについては説明する必要はない。